

質疑応答書

令和6年8月15日

入札件名 佐野市役所庁舎外32か所で使用する電気の調達

質 問 事 項	回 答
1. 1) 仕様書の2. 仕様(8) その他②に記載がございます燃料費調整は、東京電力エナジーパートナー様の「電気需給約款〔高圧〕」におけるベーシックプランの燃料費調整の算定方法を適用するかたちでよろしいでしょうか。	1. お見込みのとおりです。

(注)

- ・ この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。

質疑応答書

令和6年8月15日

入札件名 佐野市役所庁舎外32か所で使用する電気の調達

質 問 事 項	回 答
1. 契約代金の支払いについて 一般送配電事業者が所有する計量装置以外に、計量装置が設置されており(子メーター)、且つその計量装置ごとに請求を分ける必要はありますか。	1. 子メーター等の設置はありません。 そのため計量装置ごとに請求を分ける必要はありません。
2. 入札時の計算式の詳細について 端数処理における各項目に適用する単位が円か銭かご教示ください。 例：税抜き単価：小数点第2位まで(単位円)	2. 積算内訳書の様式に従って計算してください。
3. 燃料調整費を行わない契約について 燃料調整費を設定していない事業者となりますが、落札後の契約時に燃料調整を行わない、若しくは旧一般電気事業者の燃料費調整単価と異なる算定方法、独自燃調で契約することは可能でしょうか。	3. そのような契約は出来ません。 入札説明書9. 契約について(2)に記載のとおり、積算内訳書に記載された単価(税抜金額)をもって契約単価となります。 なお、各月の電気料金の算定は、仕様書2. 仕様(8)②に記載のとおりです。
4. 落札した場合、過去の30分値を提供していただくことは可能でしょうか。	4. 過去の当該データを収集していないため、提供は出来ません。

5. 契約書の協議について もし落札をした場合、契約書の内容について協議は可能でしょうか。 6. 開札結果の確認方法について 通知方法をご教示ください。(FAX、メール、電話、HP 掲載等) 7. 施設ごとに違う単価を設定してよろしいでしょうか。	5. 本業務の契約に必要となる事項で、本市の約款に定めのないもの等については、発注者受注者双方の協議によるものとします。 6. 本市ホームページへの掲載となります。 7. 問題ありません。
--	---

(注)

- ・この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。

質疑応答書

令和6年8月15日

入札件名 佐野市役所庁舎外32か所で使用する電気の調達

質 問 事 項	回 答
1. 計量日は、現在供給されている電力会社での計量日を引き継ぎますが、ご容赦いただけますか。 2. 計量日はご使用期間末日の翌日0:00となりますのでご了承くださいか。 (例：使用期間が3/10～4/9の場合、計量日は4/10 0:00) 3. 弊社の入札金額算定については諸経費を含めて単価を決めております。 そのため特に諸経費については別で設けておりませんが、積算内訳書の諸経費欄は空欄のままでよろしいでしょうか。 4. 入札説明書9(2)に記載のとおり、税抜単価で入札内訳書を作成しますが、弊社が落札した場合、契約書・電気料金の請求金額を算出する際は、税込単価で算出となりますがよろしいでしょうか。 また、契約書の表記が税抜き単価になる場合も、請求書は税込み単価で計算させていた	1. 問題ありません。 2. 問題ありません。 3. 空欄もしくは0円としてください。 4. 契約書に記載する単価については、税抜単価とします。請求書は、インボイス制度に基づき、適切に消費税額を計算した請求書としてください。

だきますがよろしいでしょうか。

5. 契約電力が 500 kW 未満の施設は、各月の契約電力は「その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。」という運用になります。

また、契約電力が 500 kW 以上の施設に於いては、仕様書に記載の契約電力が使用できる最大となります。

契約電力が 500 kW 以上で契約電力を超えて使用した場合、変更の必要性があるときは、発注者と受注者が協議して契約電力を変更することとなります。

なお、契約電力を超えた場合は、超過料金が発生します。

6. 契約電力 500kW 以上の施設で、仕様書の契約電力と現在の契約電力が異なる施設がございますか。

その場合は、対象施設の現在の契約電力と直近 12 か月間の最大需要電力をお教えいただけますでしょうか。

また、供給開始に合わせて契約電力を変更する場合は、切替時に変更理由と根拠資料を提出いただきます。

7. 1 年以内に協議により契約電力を 500 kW 未満の値に減少した施設はございますか。

その場合の定め方は以下の通りとなりますので、あらかじめご了承ください。

「契約電力を減少された日以降 12 月の期

5. 問題ありません。

6. 該当する施設はありません。

7. 該当する施設はありません。

間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値が減少後の契約電力を上回る場合は、契約電力はその上回る最大需要電力の値とし、上回らない場合は、契約電力は減少後の契約電力とする。」

8. 請求時の電気料金の計算方法は基本料金、電力量料金、燃料費調整額それぞれ銭未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切り捨てとなりますがよろしいですか。

9. 1施設の電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされることはございますか。

(例：庁舎〇〇円、売店〇〇円等)。

ある場合は、対象施設と分担数を教えてください。

また、分担後の支払金額について毎月弊社に通知いただきます。

なお、分担後の請求書の発行はできませんがよろしいでしょうか。

8. 入札説明書9. 契約について(2)に記載のとおりです。

9. 1施設の電気料金のお支払いが複数になる施設は以下となります。なお、分担後の請求書の発行は不要です。

- ・ No.7. 佐野小学校 分担数 3
- ・ No.8. 天明小学校 分担数 3
- ・ No.9. 植野小学校 分担数 2
- ・ No.10. 界小学校 分担数 2
- ・ No.11. 犬伏小学校 分担数 3
- ・ No.12. 犬伏東小学校 分担数 3
- ・ No.13. 城北小学校 分担数 2
- ・ No.14. 旗川小学校 分担数 3
- ・ No.15. 吾妻小学校 分担数 2
- ・ No.16. 赤見小学校 分担数 3
- ・ No.17. 石塚小学校 分担数 3
- ・ No.18. 出流原小学校 分担数 3
- ・ No.19. 城東中学校 分担数 2
- ・ No.20. 西中学校 分担数 2
- ・ No.21. 南中学校 分担数 2
- ・ No.22. 北中学校 分担数 2

	・ No.23. 赤見中学校 分担数 2 ・ No.25. 教育センター 分担数 2 ・ No.26. 中央公民館 分担数 2 ・ No.32. 赤見地区公民館(赤見支所) 分担数 2 (令和 8 年 4 月より) ・ No.33 消防本部 分担数 2 の可能性あります。
10. 契約書締結後、契約書に記載がない事柄で弊社が協議を申し出た場合、応じていただけますか。	10. 発注者受注者双方の協議によるものとします。
11. 弊社では、毎月の燃料費等調整額の計算において、旧一般電気事業者が電気需給約款に定める算定諸元(基準燃料価格等の算出係数や算定式)を用いて計算しますが、これについては供給開始時点における算定諸元を、供給期間中継続して用いて、計算することによってよろしいでしょうか。 ※算定諸元とはその月の燃料費等調整額の算定に用いる数値および算定式の事であり、ご契約満了まで燃料費等調整額(○. ○○円)を固定するお願いではありません。	11. 問題ありません。
12. 燃料費調整額についてみなし小売り電気事業者(東京電力エナジーパートナー株式会社)が定める、2024 年 4 月 1 日からの新しい料金プランについて、どのプランを適用されるのかプラン名を教えてくださいませんか(例：ベーシックプラン等)。	12. ベーシックプランとなります。

13. ベーシックプラン適用の場合、弊社は、燃料費調整単価および市場価格調整単価については、東京電力エナジーパートナー株式会社のベーシックプランと同じ算定諸元を用いて計算いたしますが、市場価格調整単価については、東京電力エナジーパートナー株式会社より遅れて反映(計量日により、1か月後または2か月後反映)されます。 弊社落札となった場合は当該内容でご協議いただけますでしょうか。 14. ベーシックプラン適用の場合、電力量料金単価は、季節・時間帯の別なく同一の単価で設定させていただきますがよろしいでしょうか。 また、積算内訳書について、夏季その他季でそれぞれの電力量料金単価の枠が分かれています。同一単価を入力してもよろしいでしょうか。 15. 供給期間終了までの間に、基準燃料価格等算定諸元の見直しを行う際には、基準燃料価格等算定諸元のみでなく、従量料金単価も併せた見直しを行うこととなりますがよろしいでしょうか。 16. 地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能ですか。	13. 発注者受注者双方の協議によるものとします。 14. 問題ありません。 15. やむを得ない理由を原因とする場合は、発注者受注者双方の協議によるものとします。 16. やむを得ない理由を原因とする場合は、発注者受注者双方の協議によるものとします。
--	--

17. 契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設がある場合、別途書面にて申込みを頂かないと対応できませんのでご容赦いただけますか。 18. 電気の契約を締結した場合には、その契約内容を1年間継続していただくことを原則とし、1年未満のご使用の場合は、臨時電力の料金が適用されます。 契約を締結した後、1年に満たないで契約を廃止される場合(または契約電力等を1年に満たないで減少される場合)は、当該部分について臨時電力を適用したものとして後日料金を精算することは可能ですか。 19. 弊社が落札した場合、計量日の都合によりお支払回数が「13回」になる場合がございます。 予めご了承くださいませか。 20. 開札結果について、公開方法、公開範囲および公開予定時期を教えてください。 21. 仕様書2(8)⑦にて、期間中の佐野市保健センターの工事に関して「工事期間中は施設の1部電力を仮設電源から供給する可能性がある」と記載がありますが、こちらは落札者からではなく別の小売電気事業者から	17. 問題ありません。 18. 発注者受注者双方の協議によるものとします。 19. 問題ありません。 20. 開札日以降に本市ホームページへの掲載となります。主な公開内容は、応札者、応札金額、落札者等です。 21. お見込みのとおりです。
--	---

供給を受けるため、本入札には含んでないという認識で問題ないでしょうか。	
--	--

(注)

- ・この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。